

大和市告示第175号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月2日

大和市長 大 木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
18,095円
12,562円
9,823円
9,229円
8,184円
6,754円
5,379円
5,126円
13,739円
12,309円
9,779円
8,349円
9,779円
8,349円
10,043円
10,285円
8,855円
7,480円
12,947円

11,517円
10,142円
14,344円
12,914円
11,539円
9,647円
13,013円
16,918円
費用免除者 5,368円
費用免除者以外の者 3,368円
費用免除者 8,921円
費用免除者以外の者 5,921円

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第2条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
9,823円
9,229円
9,647円
13,013円
5,379円
5,126円
11,539円
10,142円
12,309円
8,349円
8,349円
10,043円

7, 480円
16, 918円
費用免除者 8, 921円
費用免除者以外 5, 921円

(大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第3条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱（令和元年大和市告示第94号）を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
9, 823円
8, 393円
7, 018円
9, 229円
7, 799円
6, 424円
8, 184円
6, 754円
5, 379円
5, 126円
13, 739円
12, 309円
10, 934円
9, 779円
8, 349円
6, 974円
9, 779円
8, 349円
6, 974円
10, 043円
8, 668円

10,285円
8,855円
7,480円
12,947円
11,517円
10,142円
14,344円
12,914円
11,539円
9,647円
8,272円
13,013円
11,638円
16,918円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する予防接種について適用し、同日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。